

第四百四十六回国会
衆議院
科学技術委員会
會議録 第二号

平成十一年十一月十六日(火曜日)
午後四時五十九分開議

出席委員

委員長 北岡 一雄君

理事 稲葉 大和君 理事 小野 晋也君

理事 河本 三郎君 理事 山口 俊一君

理事 辻 一彦君 理事 平野 博文君

理事 西 博義君 理事 菅原喜重郎君

理事 岩下 栄一君 理事 江渡 聡徳君

理事 岡部 英男君 理事 谷垣 禎一君

理事 三ツ林弥太郎君 理事 望月 義夫君

理事 山口 泰明君 理事 川内 博史君

理事 吉田 治君 理事 近江已記夫君

理事 齊藤 鉄夫君 理事 一川 保夫君

理事 吉井 英勝君 理事 辻元 清美君

理事 中村喜四郎君

国務大臣
(科学技術庁長官) 中曾根弘文君

科学技術政務次官 齊藤 鉄夫君

科学技術委員会専門員 宮武 太郎君

委員の異動

十一月十六日

辞任 補欠選任

木村 隆秀君 山口 泰明君

齊藤 鉄夫君 近江已記夫君

中西 啓介君 一川 保夫君

同日 補欠選任

山口 泰明君 木村 隆秀君

近江已記夫君 齊藤 鉄夫君

一川 保夫君 中西 啓介君

十一月十六日

第一類第十五号

科学技術委員会會議録第二号

平成十一年十一月十六日

原子力災害対策特別措置法案(内閣提出第七〇号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

公聴会開会承認要求に関する件

原子力災害対策特別措置法案(内閣提出第七〇号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)

○北側委員長 これより会議を開きます。

本日付託になりました内閣提出、原子力災害対策特別措置法案及び内閣提出、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

両案について順次趣旨の説明を聴取いたします。中曾根国務大臣。

原子力災害対策特別措置法案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○中曾根国務大臣 原子力災害対策特別措置法案につきましては、その提案理由及び要旨を御説明いたしますが、これに先立ち、昨日のHIIロケット八号機の打ち上げの失敗について申し述べさせていただきます。

十五日夕刻、宇宙開発事業団による種子島宇宙

センターからのHIIロケット八号機の打ち上げに際し、第一段エンジンの燃焼の異常停止により、運輸多目的衛星を予定の軌道に投入することに失敗し、指令破壊信号を送信せざるを得ないという事故が発生いたしました。

宇宙開発事業団を所管する科学技術庁といたしましては、運輸多目的衛星の計画を進めてこられた運輸省はもとより、国民の方々に對しまして、その期待におこたえすることができず、今回の事態に至ったことを深刻かつ厳しく受けとめております。

今後、今回の失敗の徹底的な原因究明とその対策に取り組み、宇宙開発体制の立て直しを図るための抜本的な対策を講じてまいりる所存でございます。

原子力災害対策特別措置法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

本年九月三十日に発生いたしました株式会社ジェー・シー・オーのウラン加工施設における臨界事故は、安全確保を大前提に原子力の開発利用を進めてきた我が国にとり、初めて住民の避難や屋内退避が要請された極めて重大な事故でありました。

事故対応の教訓として、我が国における原子力災害に対する対策について、迅速な初期動作、国と地方公共団体との有機的な連携、原子力災害の特殊性に應じた国の緊急時対応体制の強化、原因者である原子力事業者の責務の明確化等の必要性が明らかとなりました。

次に、本法案の要旨を御説明いたします。

第一に、本法案は、原子力災害の特殊性にかんがみ、関係法律と相まって原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としております。

第二に、原子力事業者に対し、原子力事業者防災業務計画の作成、原子力防災組織の設置、原子力防災管理者の選任、放射線測定設備の設置、原子力防災資機材の備えつけ等を義務づけることとしております。

第三に、主務大臣は、原子力事業所ごとに緊急事態緊急対策拠点施設を指定するとともに、国、地方公共団体、原子力事業者等が共同して行う防災訓練の実施のための計画を作成することとしております。

第四に、原子力防災管理者に対し、一定の事象の発生についての通報を義務づけるとともに、主務大臣は、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、内閣総理大臣に必要な情報の報告等を行うこととしております。

第五に、内閣総理大臣は、原子力緊急事態の発生についての報告等があった場合には、原子力緊急事態宣言を行うとともに、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置することとしております。

第六に、原子力災害対策本部は、関係指定行政機関の長、地方公共団体の長、原子力事業者等に対する必要な指示、防衛庁長官に対する自衛隊の部隊等の派遣要請、原子力安全委員会に対する技術的事項についての助言の要求等を行うことができることとしております。

第七に、原子力災害現地対策本部及び地方公共団体の災害対策本部は、原子力緊急事態に関する情報を交換するとともに、緊急事態緊急対策につ

いて相互に協力するため、緊急事態応急対策拠点施設において原子力災害合同対策協議会を組織することとしております。

第八に、指定行政機関の長、地方公共団体の長、原子力事業者等は、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施しなければならないものとするとともに、原子力事業者は、指定行政機関の長、地方公共団体の長等の実施する緊急事態応急対策の確かつ円滑に行われるよう、原子力防災要員の派遣等必要な措置を講じなければならないこととしております。

第九に、科学技術庁及び通商産業省に原子力防災専門官を置くこととするとともに、この法律の施行に必要な限度において、原子力事業者に対し、報告の徴収または立入検査ができることとしております。

以上がこの法案の提案理由及び要旨であります。

この法案は、同時に提案されております核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案により原子力の安全対策に万全を期することと相まって、万が一の際の防災体制を確立するためのものであり、何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

次に、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明いたします。

本年九月三十日に発生いたしました株式会社ジェー・シー・オーのウラン加工施設における我が国初の臨界事故は、安全確保を大前提に原子力の開発利用を進めてきた我が国にとりまして、これまでの原子力安全についての規制に対する信頼を損なう極めて重大な事故でありました。

従来、加工施設については、国による定期的な検査の受検が義務づけられておりませんでした。ジェー・シー・オー社の加工施設においては法令に違反し

た危険な作業が行われていたこと、今回の事故は高濃度の核燃料を製造する際に同様の危険な作業を行ったことにより生じたこと等の事実が明らかにされております。

本法律案は、このような重大な事故から得られた教訓を踏まえ、原子力安全についての規制体系全体を見直し、加工の事業等についての保安対策の強化、製錬、加工等の事業等についての保安教育及び保安規定の遵守の状況に関する検査等に関する規定を整備するものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明いたします。

第一に、加工施設についての定期検査等に関する制度の新設であります。

加工の事業の保安対策の強化につきましては、これまで国による施設の性能に関する検査の受検が義務づけられていなかった加工施設において事故が生じたこと、近年、加工の事業の形態が変化していること等にかんがみ、施設の使用前にその性能について検査することとともに、使用開始後も国による毎年一回の施設定期検査の受検を義務づけることとしております。また、加工施設の解体についても国への届け出等を義務づけることとしております。

第二に、保安教育、保安規定の遵守の状況に関する検査等に関する規定の整備であります。

事業者等及び従業者が遵守すべき保安規定において、核燃料物質の取り扱い等に関する保安教育についての規定が含まれることとし、事業者等は従業者に対して保安教育を行う義務を有することを明らかにしております。

さらに、事業者等に対して主務大臣が定期に行う保安規定の遵守の状況に関する検査を受検することを義務づけるとともに、これを実効性あるものとするため、科学技術庁及び通商産業省に当該検査に関する事務に従事する原子力保安検査官を置くものとしております。

第三に、主務大臣に対する申告に関する制度の新設であります。

事業者等がこの法律に違反する事実がある場合

には、その従業者は、かかる事実を主務大臣に申告することができるとし、事業者等は、当該申告がなされたことを理由として、当該従業者に對して解雇その他不利益な取り扱いをしてはならないものとしております。

以上が本法律案の提案理由及び要旨であります。

この法律案は、同時に提案されております原子力災害対策特別措置法案により万が一の際の防災体制を確立することと相まって、原子力の安全対策に万全を期するためのものであり、何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○北側委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○北側委員長 この際、公聴会開会承認要求に関する件についてお諮りいたします。

両案につきまして、議長に対し、公聴会開会の承認要求を行うこととし、公聴会は来る二十四日水曜日に開会し、公聴人の選定等は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○北側委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、明十七日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十分散會

原子力災害対策特別措置法案

原子力災害対策特別措置法

目次

第一章 総則(第一条 第六条)

第二章 原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等(第七条 第十四条)

第三章 原子力緊急事態宣言の発出及び原子力

災害対策本部の設置等(第十五条 第二十四条)

緊急事態応急対策の実施等(第二十五条 第二十六条)

原子力災害事後対策(第二十七条)

第六章 雑則(第二十八条 第三十九条)

第七章 罰則(第四十条 第四十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号。以下「規制法」という。)、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 原子力災害 原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

二 原子力緊急事態 原子力事業者の原子炉の運転等(原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)第二条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ)により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外(以下「事業所外」という)の場合にあつては、当該運搬に使用する容器外へ放出された事

態をいう。

三 原子力事業者 次に掲げる者(政令で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると主務大臣が認めて指定した者を除く。)をいう。

イ 規制法第十三条第一項の規定に基づく加工の事業の許可(承認を含む。この号において同じ。)を受けた者

ロ 規制法第二十三条第一項の規定に基づく原子炉の設置の許可(船舶に設置する原子炉についてのものを除く。)を受けた者

ハ 規制法第四十三条の四第一項の規定に基づく貯蔵の事業の許可を受けた者

ニ 規制法第四十四条第一項の規定に基づく再処理の事業の指定(承認を含む。)を受けた者(同条第三項の規定により再処理施設の設置について承認を受けた核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所を含む。)

ホ 規制法第五十一条の二第一項の規定に基づく廃棄の事業の許可を受けた者

ヘ 規制法第五十二条第一項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可を受けた者(同法第五十六条の三第一項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。)

四 原子力事業所 原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

五 緊急事態緊急対策 第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害防止を目的とする(蓋然性を含む。)の拡大の防止を目的とする(蓋然性を含む。)の拡大の防止を目的とする(蓋然性を含む。)の拡大の防止を目的とする(蓋然性を含む。)

六 原子力災害予防対策 原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策をいう。

七 原子力災害事後対策 第十五条第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害(原子力災害が生

ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策(原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第二条第二項に規定する原子力損害を賠償することを除く。)をいう。

八 指定行政機関 災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関をいう。

九 指定地方行政機関 災害対策基本法第二条第四号に規定する指定地方行政機関をいう。

十 指定公共機関 災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関をいう。

十一 指定地方公共機関 災害対策基本法第二条第六号に規定する指定地方公共機関をいう。

十二 防災計画 災害対策基本法第二条第七号に規定する防災計画及び石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画をいう。

(原子力事業者の責務)

第三条 原子力事業者は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害の発生防止に關し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止及び原子力災害の復旧に關し、誠意をもつて必要な措置を講ずる責務を有する。

(国の責務)

第四条 国は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害対策本部の設置、地方公共団体への必要な指示その他緊急事態緊急対策の実施のために必要な措置並びに原子力災害予防対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第三条第一項の責務を遂行しなければならない。

2 指定行政機関の長(当該指定行政機関が委員

会その他の合議制の機関である場合にあっては、当該指定行政機関。第十七条第六項第三号及び第二十条第三項を除き、以下同じ。)及び指

定地方行政機関の長は、この法律の規定による地方公共団体の原子力災害予防対策、緊急事態緊急対策及び原子力災害事後対策の実施が円滑に行われるように、その所掌事務について、当該地方公共団体に対し、勧告し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

3 主務大臣は、この法律の規定による権限を適切に行使するほか、この法律の規定による原子力事業者の原子力災害予防対策、緊急事態緊急対策及び原子力災害事後対策の実施が円滑に行われるように、当該原子力事業者に対し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態緊急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第四条第一項及び第五条第一項の責務を遂行しなければならない。

(関係機関の連携協力)

第六条 国、地方公共団体、原子力事業者並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、原子力災害予防対策、緊急事態緊急対策及び原子力災害事後対策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第二章 事業者の責務等

第一节 原子力事業者の責務等

第七条 原子力事業者は、その原子力事業所(主務省令で定めるところにより、当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態緊急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に關し、原子力事業者防災業務計画を作成し、及び毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があるとき、これを修正しなければならない。

2 原子力事業者は、前項の規定により原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該原子力事業所の区域を管轄する都道府県知事(以下「所在都道府県知事」という。)、当該原子力事業所の区域を管轄する市町村長(以下「所在市町村長」という。及び当該原子力事業所の区域をその区域に含む市町村に隣接する市町村を包括する都道府県の都道府県知事(所在都道府県知事を除く。以下「関係隣接都道府県知事」という。))に協議しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長(その区域につき当該原子力事業所に係る原子力災害に關する地域防災計画等(災害対策基本法第二条第十号イ又はハに掲げるものを除く。))が作成されていることその他の政令で定める要件に該当する市町村の市町村長(所在市町村長を除く。)をいう。以下同じ。の意見を聴くものとする。

3 原子力事業者は、第一項の規定により原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを主務大臣に届出するものとし、その要旨を公表しなければならない。

4 主務大臣は、原子力事業者が第一項の規定に違反しているとき、又は原子力事業者が防災業務計画が当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないとき、又は原子力事業者に対し、原子力事業者防災業務計画の作成又は修正を命ずることができる。

(原子力防災組織)

ならない。この場合において、当該原子力事業者防災業務計画は、災害対策基本法第二条第十号に規定する地域防災計画及び石油コンビナート等災害防止法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画(次項において「地域防災計画等」という。)に抵触するものであってはならない。

2 原子力事業者は、前項の規定により原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該原子力事業所の区域を管轄する都道府県知事(以下「所在都道府県知事」という。)、当該原子力事業所の区域を管轄する市町村長(以下「所在市町村長」という。及び当該原子力事業所の区域をその区域に含む市町村に隣接する市町村を包括する都道府県の都道府県知事(所在都道府県知事を除く。以下「関係隣接都道府県知事」という。))に協議しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長(その区域につき当該原子力事業所に係る原子力災害に關する地域防災計画等(災害対策基本法第二条第十号イ又はハに掲げるものを除く。))が作成されていることその他の政令で定める要件に該当する市町村の市町村長(所在市町村長を除く。)をいう。以下同じ。の意見を聴くものとする。

3 原子力事業者は、第一項の規定により原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを主務大臣に届出するものとし、その要旨を公表しなければならない。

4 主務大臣は、原子力事業者が第一項の規定に違反しているとき、又は原子力事業者が防災業務計画が当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないとき、又は原子力事業者に対し、原子力事業者防災業務計画の作成又は修正を命ずることができる。

(原子力防災組織)

第八条 原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、原子力防災組織を設置しなければならない。

2 原子力防災組織は、前条第一項の原子力事業者防災業務計画に従い、同項に規定する原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。

3 原子力事業者は、その原子力防災組織に、主務省令で定めるところにより、前項に規定する業務に従事する原子力防災要員を置かなければならない。

4 原子力事業者は、その原子力防災組織の原子力防災要員を置いたときは、主務省令で定めるところにより、その現況について、主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長に当該届出に係る書類の写しを送付するものとする。

5 主務大臣は、原子力事業者が第一項又は第三項の規定に違反しているとき又は、当該原子力事業者に対し、原子力防災組織の設置又は原子力防災要員の配置を命ずることができ

る。

(原子力防災管理者)
第九条 原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、原子力防災管理者を選任し、原子力防災組織を統括させなければならない。

2 原子力防災管理者は、当該原子力事業所においてその事業の実施を統括管理する者をもって充てなければならない。

3 原子力事業者は、当該原子力事業所における原子力災害の発生又は拡大の防止に関する業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的地位にある者のうちから、副原子力防災管理者を選任し、原子力防災組織の統括について、原子力防災管理者を補佐させなければならない。

4 原子力事業者は、原子力防災管理者が当該原

子力事業所内にいないときは、副原子力防災管理者に原子力防災組織を統括させなければならない。

5 原子力事業者は、第一項又は第三項の規定により原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

6 前条第四項後段の規定は、前項の届出について準用する。

7 主務大臣は、原子力事業者が第一項若しくは第三項の規定に違反しているとき、又は原子力防災管理者若しくは副原子力防災管理者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、原子力事業者に対し、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任を命ずることができる。

(原子力防災管理者の通報義務等)
第十条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、主務省令及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事(事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、主務大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

2 前項前段の規定により通報を受けた都道府県知事又は市町村長は、政令で定めるところにより、主務大臣に対し、その事態の把握のため専門的知識を有する職員の派遣を要請することが

できる。この場合において、主務大臣は、適任と認める職員を派遣しなければならない。

(放射線測定設備その他の必要な資機材の整備等)
第十一条 原子力事業者は、主務省令で定める基準に従って、その原子力事業所内に前条第一項前段の規定による通報を行うために必要な放射線測定設備を設置し、及び維持しなければならない。

2 原子力事業者は、その原子力防災組織に、当該原子力防災組織がその業務を行うために必要な放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材であつて主務省令で定めるもの(以下「原子力防災資機材」という。)を備え付け、随時、これを保守点検しなければならない。

3 原子力事業者は、第一項の規定により放射線測定設備を設置し、又は前項の規定により原子力防災資機材を備え付けたときは、主務省令で定めるところにより、これらの現況について、主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係隣接都道府県知事に届け出なければならない。

4 第八条第四項後段の規定は、前項の届出について準用する。

5 原子力事業者は、第一項の規定により放射線測定設備を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その性能について主務大臣が行う検査を受けなければならない。

6 主務大臣は、原子力事業者が第一項又は第二項の規定に違反しているとき又は、当該原子力事業者に対し、放射線測定設備の設置、維持、若しくは改善又は原子力防災資機材の備え付け若しくは保守点検のために必要な措置を命ずることができる。

7 原子力事業者は、主務省令で定めるところにより、第一項の放射線測定設備により検出された放射線量の数値を記録し、及び公表しなければならない。

(緊急事態応急対策拠点施設の指定等)
第十二条 主務大臣は、原子力事業所ごとに、第二十六条第二項に規定する者による緊急事態応急対策の拠点となる施設であつて当該原子力事業所の区域をその区域に含む都道府県の区域内にあることその他主務省令で定める要件に該当するもの(以下「緊急事態応急対策拠点施設」という。)を指定するものとする。

2 主務大臣は、緊急事態応急対策拠点施設を指定し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、所在都道府県知事、所在市町村長及び当該緊急事態応急対策拠点施設の所在地を管轄する市町村長(所在市町村長を除く。)並びに当該緊急事態応急対策拠点施設に係る原子力事業者の意見を聴かなければならない。

3 第一項の指定又は指定の変更は、官報に告示してしなければならない。

4 原子力事業者は、第一項の指定があつた場合には、当該緊急事態応急対策拠点施設において第二十六条第二項に規定する者が当該原子力事業所に係る緊急事態応急対策を講ずるに際して必要となる資料として主務省令で定めるものを主務大臣に提出しなければならない。提出した資料の内容に変更があつたときも、同様とする。

5 主務大臣は、前項の規定により提出された資料を当該緊急事態応急対策拠点施設に備え付けるものとする。

(防災訓練に関する国の計画)
第十三条 第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練(同項に規定する災害予防責任者が防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところによりそれで行うものを除く。)は、主務大臣が主務省令で定めるところにより作成する計画に基づいて行うものとする。

2 前項の規定により作成する計画は、防災訓練の実施のための事項であつて次に掲げるものを含むものとする。

2 前項の規定により作成する計画は、防災訓練の実施のための事項であつて次に掲げるものを

一 原子力緊急事態の想定に関すること。
二 第十条、第十五条及び第二十三条の規定の運用に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、原子力災害予防対策の実施を図るため必要な事項
(他の原子力事業所への協力)

第十四条 原子力事業者は、他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策が必要である場合には、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他当該緊急事態応急対策の実施に必要な協力をするよう努めなければならない。

第三章 原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等
(原子力緊急事態宣言等)

第十五条 主務大臣は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

一 第十条第一項前段の規定により主務大臣が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合
二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示(以下「原子力緊急事態宣言」という。)をするものとする。
一 緊急事態応急対策を実施すべき区域
二 原子力緊急事態の概要
三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公

私の団体(以下「居住者等」という。)に対し周知させるべき事項

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十条第一項及び第五項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

4 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があることと認めるときは、速やかに、原子力安全委員会の意見を聴いて、原子力緊急事態の解除を行う旨の公示(以下「原子力緊急事態解除宣言」という。)をするものとする。

(原子力災害対策本部の設置)
第十六条 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をしたときは、当該原子力緊急事態に係る緊急事態応急対策を推進するため、国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条の三の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に総理府に原子力災害対策本部を設置するものとする。

2 内閣総理大臣は、原子力災害対策本部を置いたときは当該原子力災害対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を、当該原子力災害対策本部が廃止されたときはその旨を、直ちに、告示しなければならない。
(原子力災害対策本部の組織)
第十七条 原子力災害対策本部の長は、原子力災害対策本部長とし、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指定する国務大臣)をもつて充てる。

2 原子力災害対策本部長は、原子力災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 原子力災害対策本部に、原子力災害対策副本部長、原子力災害対策副本部長その他の職員を置く。

4 原子力災害対策副本部長は、主務大臣(内閣総理大臣が主務大臣となる場合にあつては、科学技術庁長官)をもつて充てる。

5 原子力災害対策副本部長は、原子力災害対策本部長を助け、原子力災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。原子力災害対策副本部長が二人以上置かれてある場合にあっては、あらかじめ原子力災害対策本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

6 原子力災害対策本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。
一 原子力災害対策本部長及び原子力災害対策副本部長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する者
二 内閣危機管理監
三 政務次官又は内閣総理大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

7 原子力災害対策副本部長及び原子力災害対策本部員以外の原子力災害対策本部の職員は、内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

8 原子力災害対策本部に、緊急事態応急対策実施区域(第十五条第二項第一号に掲げる区域)第二十条第五項の規定により当該区域が変更された場合にあつては、当該変更後の区域をいう。以下同じ。において当該原子力災害対策本部の定めるところにより当該原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として、原子力災害現地対策本部を置く。この場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五十六条第六項の規定は、適用しない。

9 前条第二項の規定は、原子力災害現地対策本部について準用する。

10 前項において準用する前条第二項に規定する原子力災害現地対策本部の設置の場所は、当該原子力緊急事態に係る原子力事業所について第

十二条第一項の規定により指定された緊急事態応急対策拠点施設(事業所外運搬に係る原子力緊急事態が発生した場合その他特別の事情がある場合にあっては、当該原子力緊急事態が発生した場所を勘案して原子力災害対策本部長が定める施設。第二十三条第四項において同じ。)とする。

11 原子力災害現地対策本部に、原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員を置く。

12 原子力災害現地対策本部長は、原子力災害対策本部長の命を受け、原子力災害現地対策本部の事務を掌理する。

13 原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員は、原子力災害対策副本部長、原子力災害対策本部員その他の職員のうちから、原子力災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。
(原子力災害対策本部の所掌事務)
第十八条 原子力災害対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 緊急事態応急対策実施区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び原子力事業者の原子力防災組織が防災計画又は原子力事業者防災業務計画に基づいて実施する緊急事態応急対策の総合調整に関すること。
二 この法律の規定により原子力災害対策本部の権限に属する事務
三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務

(指定行政機関の長の権限の委任)
第十九条 指定行政機関の長は、原子力災害対策本部が設置されたときは、緊急事態応急対策に必要な権限の全部又は一部を当該原子力災害対策本部の職員である当該指定行政機関の職員又は当該指定地方行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。

2 指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(原子力災害対策本部長の権限)

20 原子力災害対策本部の長は、前条の規定により権限を委任された職員が当該原子力災害対策本部の緊急事態緊急対策実施区域における権限の行使について調整をすることが出来る。

21 原子力災害対策本部の長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態緊急対策実施区域における緊急事態緊急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、主務大臣に対し、規制法第六十四条第三項の規定により必要な命令をするよう指示することが出来る。

22 前項の規定によるもののほか、原子力災害対策本部の長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態緊急対策実施区域における緊急事態緊急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることが出来る。

23 原子力災害対策本部の長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態緊急対策実施区域における緊急事態緊急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると認めるときは、防衛庁長官に対し、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第八条に規定する部隊等の派遣を要請することが出来る。

24 原子力災害対策本部の長は、原子力緊急事態の推移に応じ、原子力安全委員会の意見を聴いて、当該原子力災害対策本部に係る原子力緊急事態宣言において公示された第十五条第二項第一号及び第三号に掲げる事項について、公示することにより変更することが出来る。

25 原子力災害対策本部の長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態緊急対策実施区域における緊急事態緊急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、原子力安全委員会に対し、緊急事態緊急対策の実施に関する技術的事項について必要な助言を求めることが出来る。

26 原子力災害対策本部の長は、前各項の規定による権限の全部又は一部を原子力災害対策副部長に委任することが出来る。

27 原子力災害対策本部の長は、第一項、第三項及び第六項の規定による権限(第三項の規定による関係指定行政機関の長に対する指示を除く。)の一部を原子力災害現地対策本部の長に委任することが出来る。

28 原子力災害対策本部の長は、前二項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を告示しなければならない。

(原子力災害対策本部の廃止)

29 原子力災害対策本部は、原子力緊急事態宣言に係る原子力緊急事態に關し、原子力緊急事態解除宣言があつた時に、廃止されるものとする。

30 (都道府県及び市町村の災害対策本部の必要的設置)

31 第二十二條 原子力緊急事態宣言があつたときは、当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態緊急対策実施区域を管轄する都道府県知事及び市町村長は、当該原子力緊急事態に關し災害対策基本法第二十三條第一項に規定する災害対策本部を設置するものとする。

(原子力災害合同対策協議会)

32 第二十三條 原子力緊急事態宣言があつたときは、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態緊急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部は、当該原子力緊急事態に關する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態緊急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策

協議会を組織するものとする。
2 原子力災害合同対策協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 原子力災害現地対策本部の長及び原子力災害現地対策本部の他の職員

二 都道府県の災害対策本部の長又は当該都道府県の災害対策本部の災害対策副部長、災害対策本部の他の職員で当該都道府県の災害対策本部の長から委任を受けた者

三 市町村の災害対策本部の長又は当該市町村の災害対策本部の災害対策副部長、災害対策本部の他の職員で当該市町村の災害対策本部の長から委任を受けた者

3 原子力災害合同対策協議会は、必要と認めるときは、協議して、前項に掲げるもののほか、指定公共機関、原子力事業者その他の原子力緊急事態緊急対策の実施に責任を有する者を加えることが出来る。

4 原子力災害合同対策協議会の設置の場所は、緊急事態緊急対策拠点施設とする。

(災害対策基本法の適用除外)

33 第二十四條 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、当該原子力緊急事態宣言に係る原子力緊急事態については、災害対策基本法第二章第三節及び第七條の規定は、適用しない。

第四章 緊急事態緊急対策の実施等

(原子力事業者の応急措置)

34 第二十五條 原子力防災管理者は、その原子力事業所において第十條第一項の政令で定める事業が発生したときは、直ちに、原子力事業者が防災業務計画の定めるところにより、当該原子力事業所の原子力防災組織に原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせなければならない。

2 前項の場合において、原子力事業者は、同項の規定による措置の概要について、原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長及び関係

隣接都道府県知事(事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあつては、主務大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に報告しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係隣接都道府県知事は、関係周辺市町村長に当該報告の内容を通知するものとする。

(緊急事態緊急対策及びその実施責任)

26 第二十六條 緊急事態緊急対策は、次の事項について行うものとする。

一 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

二 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項

三 被災者の救済、救助その他保護に関する事項

四 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項

五 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項

六 緊急輸送の確保に関する事項

七 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止を図るための措置に関する事項

2 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他法令の規定により緊急事態緊急対策の実施の責任を有する者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、緊急事態緊急対策を実施しなければならない。

3 原子力事業者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災委員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じなければならない。

第五章 原子力災害事後対策

(原子力災害事後対策及びその実施責任)

第二十七条 原子力災害事後対策は、次の事項について行うものとする。

一 緊急事態応急対策実施区域その他所要の区域(第三号において「緊急事態応急対策実施区域等」という。)における放射性物質の濃度若しくは密度又は放射線量に関する調査

二 居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置

三 放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振を防止するための、緊急事態応急対策実施区域等における放射性物質の発散の状況に関する広報

四 前三号に掲げるもののほか、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るための措置

2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他法令の規定により原子力災害事後対策に責任を有する者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、原子力災害事後対策を実施しなければならない。

3 原子力事業者は、法令、防災計画又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災委員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じなければならない。

第六章 雑則

(災害対策基本法の規定の読み替え適用等)

第二十八条 原子力災害についての災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定(石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替えられる規定	読み替えられる字句
第二条第二号	原子力災害(原子力災害対策特別措置法第二条第一号に規定する原子力災害をいう。以下同じ。)
災害が	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)
被害	被害(被害が生ずる蓋然性を含む。)
被災の	原子力災害の
並びにその他の関係者	、原子力事業者(原子力災害対策特別措置法第二条第三号に規定する原子力事業者をいう。以下同じ。)

う。以下同じ。並びにその他の関係者又は主務大臣を通じ原子力安全委員会に対し、資料

資料
災害及び災害
災害の状況
災害応急対策
緊急事態応急対策

災害予防
災害に關する予報又は警報の發令及び伝達
消火、水防、救難
災害応急対策並びに災害復旧
災害予防
災害の
災害が発生した場合における災害応急対策
災害予防
災害を予測し、予報し、又は災害
災害予防責任者
防災計画
災害予防責任者
防災計画及び
災害予防責任者
災害予防責任者(原子力事業者を含む。)

原子力災害及び原子力災害
原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)

原子力災害予防対策
原子力緊急事態宣言その他原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)

報の伝達
救難
緊急事態応急対策並びに原子力災害事後対策
原子力災害予防対策
原子力災害の
緊急事態応急対策
原子力災害予防対策
原子力災害
原子力災害予防対策

緊急事態応急対策又は災害復旧
災害予防責任者
災害予防責任者
災害予防責任者
災害予防責任者(原子力事業者を含む。)

災害予防責任者(原子力事業者を含む。)

防災計画若しくは原子力事業者防災業務計画(原子力災害対策特別措置法第七条第一項の規定による原子力事業者防災業務計画をいう。第三項において同じ。)

災害予防責任者(原子力事業者を含む。)

災害予防責任者(原子力事業者を含む。)

災害予防責任者(原子力事業者を含む。)

災害予防責任者(原子力事業者を含む。)

災害予防責任者(原子力事業者を含む。)

災害予防責任者(原子力事業者を含む。)

災害予防責任者(原子力事業者を含む。)

災害予防責任者(原子力事業者を含む。)

災害予防責任者(原子力事業者を含む。)

災害予防責任者(原子力事業者を含む。)

災害予防責任者(原子力事業者を含む。)

第五十一条	災害に	原子力災害に	
第五十二条第一項	災害に関する警報の発令及び伝達、警告	原子力緊急事態宣言の伝達	
第五十三条第一項から第四項まで	災害	原子力災害	
第五十三条第五項	災害が	原子力災害が	
第五十五条	法令の規定により、気象庁その他の国の機関から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報をしたときは、法令又は	原子力災害対策特別措置法第十五条第三項又は第二十条第三項の規定による指示を受けたときは、	
	予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置	当該指示に係る措置	
第五十六条	法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知つたとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき	原子力災害対策特別措置法第十五条第三項若しくは第二十条第三項の規定による指示を受けたとき	
	予報若しくは警報	指示	
	予想される災害	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)	
第六十七条第一項、第六十八条第一項、第六十八条の二第一項及び第二項並びに第六十九条	災害	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)	
第七十一条第一項	災害が	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)	
第五十条第一項第四号か	原子力災害対策特別措置法第二十六条第一項	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)	
第七十三条第二項	ら第九号まで	第二号から第八号まで	
第七十四条第一項及び第七十五条	災害	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。この項において同じ。)が発生した場合において、当該原子力災害	
第七十八条第一項	災害	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)	
第七十九条	第五十条第一項第四号から第九号まで	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)	
第八十条	災害	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)	
第八十一条	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官	
第八十六条第一項及び第二項	災害	原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)	
第八十八条第一項	災害復旧事業に	原子力災害事後対策に	
第八十九条	災害復旧事業費	原子力災害事後対策に要する経費	
	災害復旧事業費	原子力災害事後対策に要する経費	
	災害復旧事業の	原子力災害事後対策の	
第九十条	災害復旧事業	原子力災害事後対策	
第九十一条	災害予防及び災害応急対策	原子力災害予防対策及び緊急事態応急対策	
第九十二条	災害応急対策	緊急事態応急対策	
第九十三条	第二十八条第二項の規定による非常災害対策本部長の指示又は第二十八条の六第二項の規定による緊急災害対策本部長の指示	原子力災害対策特別措置法第十五条第三項の規定に基づく内閣総理大臣の指示又は同法第二十条第三項の規定に基づく原子力災害対策本部長の指示	
第九十六条	災害復旧事業その他災害に関連して行なわれる事業	原子力災害事後対策	

第百零一条第一項	災害	原子力災害
第百零二条第一項	災害の	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の
第百零二条第一項第二号	災害予防、災害応急対策又は災害復旧	原子力災害予防対策、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
第百零四条	災害	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第百十三條	第七十一条第一項	第七十一条第一項（原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	同条第二項	第七十一条第二項
	第七十八條第一項	第七十八條第一項（原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
第百十五條	を含む。以下	及び原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。
第百十六條	第五十二條第一項	第五十二條第一項（原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）
	第七十三條第一項	第七十三條第一項（原子力災害対策特別措置法第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）

2 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定（石油コンビナート等災害防止法第三十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十三條第四項	災害予防及び災害応急対策	原子力災害予防対策（原子力災害対策特別措置法第二十六条に規定する原子力災害予防対策をいう。以下同じ。）及び緊急事態応急対策
第二十三條第六項	災害予防又は災害応急対策	原子力災害予防対策又は緊急事態応急対策

第五十八條	災害が発生するおそれがあるとき	原子力緊急事態宣言があつたとき
第六十條第一項	消防機関若しくは水防団	消防機関
	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
	災害から	原子力災害から
	災害の	原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の
第六十條第二項	立退き	立退き又は屋内への退避
	立退きを	立退き又は屋内への退避を
第六十條第三項	立退き先	立退き先又は退避先
	立退きを	立退き若しくは屋内への退避を
	立退き先	立退き先若しくは退避先
	都道府県知事	原子力災害対策本部長及び都道府県知事
第六十條第五項	災害が発生した場合において、当該災害	原子力緊急事態宣言があつた場合において、当該原子力緊急事態宣言に係る原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第六十條第六項	公示	公示するとともに、速やかに原子力災害対策本部長に報告
第六十一條第一項及び第二項	立退き	立退き又は屋内への退避
第六十二條第一項	災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
	消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害	消防、救助その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）
第六十二條第二項	災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
第六十三條第一項	災害が発生し、又は発生しようとしている場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間

第六十三条第三項	災害応急対策 第八十三条第二項	緊急事態応急対策 第八十三条第二項又は第八十三条の三
第六十四条第一項	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
第六十四条第二項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合 災害を	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間 原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む)を
第六十四条第八項及び第九項	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官 原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
第六十五条第一項	認めるときは	認めるときは、原子力災害を拡大させる結果となるおそれがない場合限り
第六十五条第三項	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
第七十条第一項及び第二項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
第七十六条第一項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
第七十六条の三第一項	災害応急対策	緊急事態応急対策
第七十六条の三第二項	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
第七十六条の三第三項	災害応急対策	緊急事態応急対策

第七十六条の三第四項	災害応急対策	緊急事態応急対策
第七十六条の三第六項	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
第七十六条の四	災害応急対策	緊急事態応急対策
第七十七条第一項及び第八十条第一項	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき	原子力緊急事態宣言があつた時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において
第七十六条第一項	第七十六条第一項	第七十六条第一項(原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第六十三条第一項	第六十三条第一項	第六十三条第一項(原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この号において同じ。)
同条第三項	同条第三項	同条第三項(原子力災害対策特別措置法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
同条第一項	同条第一項	第六十三条第一項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	原子力災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十四条第二項第一号	災害が発生した場合において、当該災害	原子力緊急事態宣言(原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言をいう。以下同じ。があつた場合において、当該原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)
第十四条第二項第三号	災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧	原子力緊急事態宣言があつた場合において、当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策(原子力災害対策特別措置法第二条第五号に規定する緊急事態応急対策をいう。以下

3 原子力緊急事態宣言があつた時以後における災害対策基本法の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九條第一項	災害応急対策又は災害復旧	同じ。及び原子力災害事後対策（同条第七号に規定する原子力災害事後対策をいう。以下同じ。）
第二十九條第二項	災害応急対策又は災害復旧	緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
第三十條第一項及び第二項、第三十二條第一項並びに第三十三條	指定地方行政機関の長 指定地方行政機関の職員 災害応急対策又は災害復旧	指定行政機関の長又は指定地方行政機関の職員 指定行政機関又は指定地方行政機関の職員 緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策
第九十九條第一項第二号	災害応急対策若しくは災害復旧	緊急事態応急対策若しくは原子力災害事後対策

4 原子力災害については、災害対策基本法第八十七條及び第八十八條第二項の規定は、適用しない。

5 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、当該原子力緊急事態宣言に係る原子力緊急事態に關しては、災害対策基本法第五十條、第五十四條、第五十九條及び第六十六條の規定は、適用しない。

6 緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策を実施する地方公共団体の長は、第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第二十九條第一項若しくは第二項又は第三十條第一項の規定によるもののほか、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策を実施するために必要な援助を求めることができる。

（原子力災害に関する研究の推進等）

第一類第十五号 科学技術委員会議録第二号

平成十一年十一月十六日

市町村長又は関係隣接都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、原子力事業者に対し、政令で定めるところにより、その業務に關し報告をさせることができる。

（立入検査）

第三十二條 主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長又は関係隣接都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、原子力事業所に立ち入り、当該原子力事業所に係る原子力事業者の施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が原子力事業所に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（手数料）

第三十三條 第十一條第五項の規定による検査を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納めなければならない。

（主務大臣等）

第三十四條 この法律（第十條、第十五條第一項、第十七條第四項、第二十條第二項、第二十五條第二項、第三十一條、第三十二條及び第三十七條を除く。）における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 第二條第三号イ、ニ、ホ及びヘに掲げる者並びに同号ロに掲げる者のうち規制法第二十三條第一項第三号及び第四号に掲げる原子力施設の設置の許可を受けた者並びにこれらの者の原子力事業所に關する事項 内閣総理大臣

二 第二條第三号ロに掲げる者のうち規制法第二十三條第一項第一号に掲げる原子力施設の設置の許可を受けた者及び第二條第三号ハに掲げる者並びにこれらの者の原子力事業所に關する事項 通商産業大臣

2 第十條、第十五條第一項、第十七條第四項、第二十五條第二項及び第二十五條第二項の規定における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。

一 前項第一号に規定する原子力事業者の原子力施設の運転等に起因する原子力緊急事態その他の事象 内閣総理大臣（事業所外運搬に起因する事象については、内閣総理大臣及び運輸大臣）

二 前項第二号に規定する原子力事業者の原子力施設の運転等に起因する原子力緊急事態その他の事象 通商産業大臣（事業所外運搬に起因する事象については、内閣総理大臣、通商産業大臣及び運輸大臣）

3 第三十一條、第三十二條及び第三十七條の規定における主務大臣は、内閣総理大臣、通商産業大臣及び運輸大臣とする。

4 この法律における主務省令は、第一項各号（第十條第一項の規定に基づくものについては、第二項各号）に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める主務大臣の発する命令とする。

（科学技術庁長官への委任）

第三十五條 この法律に規定する内閣総理大臣の権限（前条第一項から第三項までの主務大臣たる内閣総理大臣の権限に限る。）は、科学技術庁長官に委任することができる。

（特別区についてのこの法律の適用）

第三十六條 この法律の適用については、特別区は、市とみなす。

（原子力安全委員会の意見）

第三十七條 主務大臣は、第十條第一項及び第十五條第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ原子力安全委員会の意見を聴かなければならない。

（政令への委任）

第三十八條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

(国に対する適用除外)

第三十九条 第三十三條及び本章の規定は、国に適用しない。

第七章 罰則

第四十条 第七條第四項、第八條第五項、第九條第七項又は第十一條第六項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七條第三項、第八條第四項前段、第九條第五項又は第十一條第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十條第一項前段の規定に違反して通報しなかった者

三 第十一條第七項の規定に違反して放射線量の測定結果を記録せず、又は虚偽の記録をした者

四 第十二條第四項の規定に違反して資料を提出しなかった者

五 第三十一條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第三十二條第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二條第三号ハ及び第三十四條第一項第二号(第二條第三号ハに係る部分に限る。)の規

定 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十五号)附則第一条第一号に定める日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

二 第七條第二項、第十二條第二項、第二十八條第一項の表第二十一條の項、第三十七條並びに附則第七條、第十三條及び第十四條の規定 この法律の公布の日

三 附則第十五條の規定 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第 号)の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

(検討) 第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(国有財産法の一部改正) 第三条 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項に次の一号を加える。

五 地方公共団体において、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第二條第五号の緊急事態応急対策の実施の用に供するとき。

(国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正) 第四条 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第八号中「損害補償」の下に、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第二十八條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」を加える。

(自衛隊法の一部改正) 第五条 自衛隊法の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「地震防災派遣」の下に

「第八十三條の三の規定による原子力災害派遣を加える。

第七十五條の四第一項第三号中「第八十三條の二」の下に「若しくは第八十三條の三」を加える。

第八十三條の二の次に次の一号を加える。

(原子力災害派遣) 第八十三條の三 長官は、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第十七條第一項に規定する原子力災害対策本部長から同法第二十條第四項の規定による要請があつた場合には、部隊等を支援のため派遣することができる。

第八十六條中「及び第八十三條の二」を、「第八十三條の二及び第八十三條の三」に改める。

第九十四條第一項及び第二項中「又は第八十三條の二」を、「第八十三條の二又は第八十三條の三」に改める。

第九十四條の二に次の一項を加える。

2 原子力災害対策特別措置法第十五條第二項の規定による原子力緊急事態宣言があつた時から同法第四項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間における前項の規定の適用については、同項中「災害対策基本法」とあるのは、「原子力災害対策特別措置法第二十八條第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法」とする。

第九十四條の二の次に次の一号を加える。

第九十四條の三 第八十三條の三の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、原子力災害対策特別措置法第二十八條第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法及びこれに基づく命令の定めるところにより、同法第五章第四節に規定する応急措置をとることができる。

(消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正) 第六条 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和三十一年法律第七七号)の一部

を次のように改正する。

第一条中「第八十四條第一項」の下に「(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第二十八條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の一部改正) 第七條 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二百四十三條の次に次の一号を加える。

(原子力災害対策特別措置法の一部改正) 第二百四十三條の二 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十七條第八項中「第百五十六條第六項」を「第百五十六條第四項」に改める。

(原子力委員会及び原子力安全委員会設置法の一部改正) 第八条 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法(昭和三十年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十條の次に次の一号を加える。

(緊急事態応急対策調査委員) 第二十條の二 委員会に、原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第十五條第四項並びに第二十條第五項及び第六項の規定によりその権限に属させられた事項について調査審議させるため、政令で定める員数以内の緊急事態応急対策調査委員(以下「調査委員」という。)を置く。

2 調査委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 調査委員は、非常勤とし、その任期は、二年とする。

4 調査委員は、再任されることが出来る。

(科学技術庁設置法の一部改正) 第九条 科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五條第十八号中「に限る。」の下に「原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第...号)(同法第三十四條第一項から第三項までの主務大臣に関する部分に限る。)」を加える。
(国土庁設置法の一部改正)

第十條 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十三号中「を除く。」の下に「及び原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第...号)(同法第三十四條第一項から第三項までの主務大臣に関する部分を除く。)」を加える。
(通商産業省設置法の一部改正)

第十一條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第九十九号の次に次の一号を加える。
九十九の二 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第...号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。
第四條第百号中「前二号」を「前三号」に改める。

第五條第一項第四十六号の次に次の一号を加える。
四十六の二 原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、原子力災害の防止に関し必要な命令をすること。
(消防組織法の一部改正)

第十二條 消防組織法(昭和二十二年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四條第二十号中「及び大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)」を「大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)及び原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第...号)」に改める。
(内閣府設置法の一部改正)

第十三條 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四條第三項第十三号の次に次の一号を加える。
第一類第十五号 科学技術委員會議録第二号

十三の二 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第...号)第十五條第二項に規定する原子力緊急事態宣言、同條第三項の指示及び同條第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六條第一項に規定する原子力災害対策本部の設置及び運営に関すること。
(中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部改正)
第十四條 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第百二号)の一部を次のように改正する。
目次中「第三十條」を「第三十條の二」に改める。
第四條第三十條の次に次の一條を加える。
(原子力災害対策特別措置法の一部改正)
第三十條の二 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第...号)の一部を次のように改正する。
第十六條第一項中「国家行政組織法(昭和三十三年法律第百二十号)第八條の三」を「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十條第二項」に、「総理府」を「内閣府」に改める。
第十七條第六項第三号中「政務次官」を「副大臣」に改める。
附則第十條第五項中「審査委員」の下に「並びに緊急事態緊急対策調査委員」を、「含む。」の下に「及び第二十條の二第三項」を加える。
(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)
第十五條 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第...号)の一部を次のように改正する。
目次中「第九條」を「第九條の二」に改める。
第九條の二のうち内閣府設置法第四條第三項の改正規定中「同項中」の下に「第十三号の二」を第...

第十四號の二とし「を加える。」
第九條の次に次の一條を加える。
(原子力災害対策特別措置法の一部改正)
第九條の二 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第...号)の一部を次のように改正する。
第十七條第四項中「(内閣総理大臣が主務大臣となる場合にあっては、科学技術庁長官)」を削る。
第三十條第一項中「科学技術庁及び通商産業省」を「文部科学省及び経済産業省」に改め、同條第二項中「科学技術庁長官又は通商産業大臣」を「文部科学大臣又は経済産業大臣」に改める。
第三十四條第一項各号を次のように改める。
一 第二號第三号イ、ハ、ニ及びホに掲げる者並びに同号ロに掲げる者のうち規制法第二十三條第一項第一号及び第四号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者並びにこれらの者の原子力事業所に関する事項 経済産業大臣
二 第二號第三号ロに掲げる者のうち規制法第二十三條第一項第三号及び第五号に掲げる原子炉の設置の許可を受けた者並びに第二號第三号へに掲げる者並びにこれらの者の原子力事業所に関する事項 文部科学大臣
第三十四條第二項第一号中「内閣総理大臣(を「経済産業大臣」に、「内閣総理大臣及び運輸大臣」を「経済産業大臣及び国土交通大臣」に、同項第二号中「通商産業大臣」を「文部科学大臣」に、「内閣総理大臣、通商産業大臣及び運輸大臣」を「文部科学大臣及び国土交通大臣」に、同條第三項中「内閣総理大臣、通商産業大臣及び運輸大臣」を「文部科学大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣」に改める。
第三十五條を次のように改める。
第三十五條 削除

理由
最近の原子力施設における重大な事故の発生の際に明らかとなった原子力災害に対する対策の現状にかんがみ、国、地方公共団体、原子力事業者等による原子力災害に対する対策の抜本的な強化を図るため、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務、原子力緊急事態宣言及びこれに伴う国の組織その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十一年法律第百六十六号)の一部を次のように改正する。
第十二條第一項中「保安規定」の下に「(核燃料物質の取扱に関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同條に次の四項を加える。
5 製錬事業者は、総理府令、通商産業省令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、内閣総理大臣及び通商産業大臣が定期に行う検査を受けなければならない。
6 前項の検査に当たっては、内閣総理大臣及び通商産業大臣の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて総理府令、通商産業省令で定めるものを行うことができる。
一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
三 関係者に対する質問
四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出(試験のため必要な最小限度の量に限る。)をさせること。
7 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

ばならない。

8 第六項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十六条の三の見出しを「(使用前検査)」に改め、同条第一項中「同じ。」の下に「及び性能」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 前項の検査においては、加工施設が次の各号に適合しているときは、合格とする。

一 その工事が前条の認可を受けた設計及び方法に従って行われていること。

二 その性能が総理府令で定める技術上の基準に適合するものであること。

第十六条の四の次に次の一条を加える。

(施設定期検査)

第十六条の五 加工事業者は、総理府令で定めるところにより、加工施設のうち政令で定めるものの性能について、内閣総理大臣が毎年一回定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査は、その加工施設の性能が総理府令で定める技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

第二十条第二項に次の一号を加える。

十七 原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第 号)第七條第四項、第八條第五項、第九條第七項又は第十一條第六項の規定

による命令に違反したとき。

第二十一条の三第一項中「内閣総理大臣は、」の下に「加工施設の性能が第十六条の五第二項の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は」を加え、「操作又は」を「操作若しくは」に改める。

第二十二條第一項中「保安規定」の下に「(核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の二項を加える。

5 加工事業者は、総理府令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、内閣総理大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二條第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第二十二條第五項」と、内閣総理大臣及び通商産業大臣とあるのは「内閣総理大臣」と、総理府令、通商産業省令とあるのは「総理府令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第二十二條第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第二十二條第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

第二十二條の二を第二十二條の二とし、第二十二條の次に次の一条を加える。

(加工施設の解体)

第二十二條の二 加工事業者(第六十六條第一項に規定する者のうち加工事業者に係る者を含む。次項において同じ。))は、加工施設を解体しようとするときは、総理府令で定めるところにより、あらかじめ内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、加工事業者に対し、加工施設の解体の方法の指定、核燃料物質による汚染の除去その他核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

第二十九條の見出しを「(施設定期検査)」に改める。

第三十三條第二項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 原子力災害対策特別措置法第七條第四項、第八條第五項、第九條第七項又は第十一條第六項の規定による命令に違反したとき。

第三十七條第一項中「保安規定」の下に「(原子炉の運転に関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の二項を加える。

5 原子炉設置者は、主務省令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、主務大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二條第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第三十七條第五項」と、内閣総理大臣及び通商産業大臣とあるのは「主務大臣」と、総理府令、通商産業省令とあるのは「主務省令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第三十七條第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第三十七條第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

第四十三條の十一の見出しを「(施設定期検査)」に改める。

第四十三條の十六第二項に次の一号を加える。

十七 原子力災害対策特別措置法第七條第四項、第八條第五項、第九條第七項又は第十一條第六項の規定による命令に違反したとき。

第四十三條の二十第一項中「保安規定」の下に「(核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の二項を加える。

5 使用済燃料貯蔵事業者は、通商産業省令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、通商産業大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二條第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第四十三條の二十第五項」と、内閣総理大臣及び通商産業大臣とあるのは「通商産業大臣」と、総理府令、通商産業省令とあるのは「通商産業省令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第四十三條の二十第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第四十三條の二十第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

項」と読み替えるものとする。

第四十六條の二の見出しを「(施設定期検査)」に改める。

第四十六條の七第二項に次の一号を加える。

十七 原子力災害対策特別措置法第七條第四項、第八條第五項、第九條第七項又は第十一條第六項の規定による命令に違反したとき。

第五十條第一項中「保安規定」の下に「(核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の二項を加える。

5 再処理事業者は、総理府令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、内閣総理大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第十二條第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第五十條第五項」と、内閣総理大臣及び通商産業大臣とあるのは「内閣総理大臣」と、総理府令、通商産業省令とあるのは「総理府令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十條第六項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十條第六項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

第五十條の三第二項中「第二十二條の二第二項」を「第二十二條の二第二項」に改める。

第五十一條の十の見出しを「(施設定期検査)」に改める。

第五十一條の十四第二項に次の一号を加える。

十八 原子力災害対策特別措置法第七條第四項、第八條第五項、第九條第七項又は第十一條第六項の規定による命令に違反したとき。

第五十一條の十八第一項中「保安規定」の下に「(核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条に次の二項を加える。

6 廃業事業者は、総理府令で定めるところにより、

り、前項の規定の遵守の状況について、内閣総理大臣が定期に行う検査を受けなければならない。

7 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第五十一条の十八第六項」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十一条の十八第七項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十一条の十八第七項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

第五十六条に次の一号を加える。
十八 原子力災害対策特別措置法第七条第四項、第八条第五項、第九条第七項又は第十一条第六項の規定による命令に違反したとき、第五十六条の第三項中「保安規定」の下に「核燃料物質の取扱いに関する保安教育についての規定を含む。以下この条において同じ。」を加え、同条に次の二項を加える。

5 使用者は、総理府令で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、内閣総理大臣が定期に行う検査を受けなければならない。
6 第十二条第六項から第八項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第六項中「前項」とあるのは「第五十六条の第三項」と、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」と、同条第七項中「前項第一号」とあるのは「第五十六条の第三項において準用する前項第一号」と、同条第八項中「第六項」とあるのは「第五十六条の第三項において準用する第六項」と読み替えるものとする。

第六十五条第一項中「及び次条を」と、次条及び第六十六條の二に改める。
第六十六條の次に次の一条を加える。

第一類第十五号 科学技術委員会議録第二号

(主務大臣に対する申告)

第六十六條の二 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反する事実がある場合においては、これらの者の従業者は、その事実を主務大臣に申告することができる。
2 製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者又は使用者は、前項の申告をしたことを理由として、その従業者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
第六十七條の二の見出しを「(原子力施設検査官及び原子力保安検査官)」に改め、同条第一項中「原子力施設検査官」の下に「及び原子力保安検査官」を加え、同条第二項中「第十六條の四」を「から第十六條の五」までに改め、同条第三項中「原子力施設検査官」の下に「及び原子力保安検査官」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 科学技術庁の原子力保安検査官は第十二条第五項、第二十二條第五項、第三十七條第五項、第五十條第五項、第五十一條の十八第六項又は第五十六條の第三項の検査(第三十七條第五項の検査については、第二十三條第一項第三号及び第四号の原子炉に係るものに限る。)に関する事務に、通商産業省の原子力保安検査官は第十二条第五項、第三十七條第五項又は第四十三條の二十第五項の検査(第三十七條第五項の検査については、第二十三條第一項第一号の原子炉に係るものに限る。)に関する事務に、それぞれ従事する。
第七十一條第七項中「第二十二條第一項若しくは第三項」の下に、「第二十二條の二第二項を加え、第二十二條の二第二項を「第二十二條の二第一項、第二十二條の二第二項」に改める。
第七十五條第一項第五号中「第十六條の四第一項若しくは第四項」の下に、「第十六條の五第一項」を加える。

第七十七條中「百万円」を「三百万円」に改める。
第七十八條中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二号の三、第二十二條の二第二項を「第二十二條の二の二第二項」に改める。
第七十八條の四を第七十八條の五とし、第七十八條の三の次に次の一条を加える。
第七十八條の四 第六十六條の二第二項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第七十九條中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第五号の次に次の一号を加える。
五の二 第二十二條の二第二項の規定による届出をしないで加工施設を解体し、又は同条第二項の規定による命令に違反した者
第八十條中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号の三を第一号の四とし、第一号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第十二條第六項(第二十二條第六項、第三十七條第六項、第四十三條の二十第六項、第五十條第六項、第五十一條の十八第七項又は第五十六條の第三項)において準用する場合を含む。の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
第八十二條第三号中「第二十二條の二第二項」を「第二十二條の二の二第二項」に改める。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第二十二條第二項、第三十三條第二項、第四十六條の七第二項、第五十一條の十四第二項及び第五十六條の改正規定 原子力災害対策特別措置法平成十一年法律第 号の施行の日
二 第四十三條の十六第二項の改正規定 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十五号)附則第一条第一号に定める日又は原子力災害対策特別措置法の施行の日(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「旧法」という。)第十二條第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項又は第五十六條の第三項の規定による認可を受けた保安規定とみなす。
一 平成十二年九月三十日までに新法第十二條第一項、第二十二條第一項、第三十七條第一項、第四十三條の二十第一項、第五十條第一項、第五十一條の十八第一項又は第五十六條の第三項の規定による認可を受けた保安規定とみなす。
二 前号に掲げる場合以外の場合 平成十二年九月三十日
旧法第十六條の三第一項の規定による検査の合格は、新法第十六條の三第一項の規定による検査の合格とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧法第十六條の三第一項の規定による検査についてされている申請は、新法第十六條の三第一項の規定による検査についてされた申請とみなす。
第三条 この法律の施行の日が核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を

料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第七十五号)附則第一条第一号に定める日又は原子力災害対策特別措置法の施行の日(経過措置)

改正する法律(平成九年法律第八十号)の施行の日以後である場合には、第六十七條の二の改正規定中「第六十七條の二」とあるのは、「第六十七條の三」とする。

(中央省庁等改革関係法施行法の一部改正)

第四條 中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第九百四條のうち、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「規制法」という。)第三章(第二十二條の六第二項及び第二十二條の七第二項を除く。)の改正規定中「第三章(の下に「第二十二條第六項」を加え、規制法第二十一條の二第一項第三号の改正規定の次に次のように加える。

第二十二條第六項中、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」とを削る。

第九百四條のうち、規制法第四章(第二十三條第一項各号列記以外の部分及び第四號、第二十六條第三項、第三十條、第三十五條第二項、第三十六條第二項、第四十一條第四項、第四十三條の二第二項並びに第四十三條の三第二項を除く。)の改正規定中「第三十六條第二項の下に「第三十七條第六項」を加え、規制法第三十六條の改正規定の次に次のように加える。

第三十七條第六項中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「主務大臣」を「第二十三條第二項に規定する主務大臣」に、「総理府令、通商産業省令」を「経済産業省令」に、「主務省令」を「第二十七條第一項に規定する主務省令」に改める。

第九百四條のうち、規制法第四章の二(第四十三條の二十五第二項及び第四十三條の二十六第二項を除く。)の改正規定中「第四章の二」の下に「第四十三條の二十六第六項」を加え、規制法第四十三條の十九の改正規定の次に次のように加える。

第四十三條の二十六第六項中、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「通商産業大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「通商産業省令」とを削る。

第九百四條のうち、規制法第五章(第五十條の四第二項及び第五十一條第二項を除く。)及び第五章の二(第五十一條の二第三項、第五十一條の二十三第二項及び第五十一條の二十四第二項を除く。)の改正規定中「第五章(の下に「第五十條第六項」を、「第五十一條の二第三項」の下に「第五十一條の十八第七項」を加え、規制法第四十八條第一項第三号の改正規定の次に次のように加える。

第五十條第六項中、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」とを削る。

第九百四條のうち規制法第五十一條の十七第一項の改正規定の次に次のように加える。

第五十一條の十八第七項中、「内閣総理大臣及び通商産業大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総理府令、通商産業省令」とあるのは「総理府令」とを削る。

第九百四條のうち、規制法第六章(第五十七條の二第二項、第五十七條の三第二項、第五十八條第二項及び第三項、第五十八條の二、第五十九條の二並びに第六十條を除く。)の改正規定中「第六章(の下に「第五十六條の三第六項」を加え、規制法第五十六條第十二号の改正規定の次に次のように加える。

第五十六條の三第六項中「内閣総理大臣及び通商産業大臣」を「経済産業大臣」に、「内閣総理大臣」を「文部科学大臣」に、「総理府令、通商産業省令」を「経済産業省令」に、「総理府令」を「文部科学省令」に改める。

第九百四條のうち規制法第六十七條の二第二項の改正規定中「第十六條の四」を「から第十六條の五まで」に、「加える」を加え、同条第三項中「第十二條第五項、第二十二條第五項」及

び「第五十條第五項、第五十一條の十八第六項」を削り、「第四號」を「第五号」に改め、「第三十七條第五項又は第四十三條の二十第五項」を「第二十二條第五項、第三十七條第五項、第四十三條の二十第五項、第五十條第五項又は第五十一條の十八第六項」に改め、「第二十三條第一項第一号」の下に「及び第四号」を加える」に改める。

理由

加工施設の重大な事故が発生したことに伴い加工の事業についての保安対策の強化を図るため、加工施設の定期検査等の制度を設けるほか、加工の事業その他の原子力事業における核燃料物質の取扱等について万全を期するため、これらの事業者に対し、保安教育についての規定を含む保安規定の整備及び当該保安規定の遵守の状況に関する検査の受検を義務付ける等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。